

板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会傍聴規程

平成20年7月11日協議会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則（平成9年東京都板橋区規則第56号）第5条に基づき、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申込等)

第2条 協議会の議事を傍聴しようとする者は、申込書に、住所、氏名その他必要事項を記入して、会長に申し出で、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会長は、会議の都度、会議場の広さその他の条件を勘案して傍聴者数を定めるものとする。

3 傍聴券は、次の各号に定める者を除き、先着順に交付する。

- (1) 酒気を帯びた者
- (2) 異様な扮装をしている者
- (3) 凶器の類を携帯している者

4 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴を終え退出しようとするときは、これを会長に返還しなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は、次の各号を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 傍聴にあたっては、傍聴券を携帯していなければならない。
- (2) 他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
- (3) ゼッケン、襷等を着用し、又はビラ、プラカード、旗の類を持ち込んで서는ならない。
- (4) 委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
- (5) 会長の許可なく発言し、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明してはならない。
- (6) 騒ぎ立てる等審議の妨害をしてはならない。
- (7) 審議中にみだりに席を離れてはならない。
- (8) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (9) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を受けた場合はこの限りではない。
- (10) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切らなければならない。
- (11) その他、審議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴者の入退室)

第4条 傍聴者の入退室は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2) この規程に違反し、会長に退室を命じられたときは、直ちに退室しなければならない。

(雑則)

第5条 協議会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が定める。